令和８年９月１６日

令和８年

第１２回野洲市教育委員会定例会

議案書関係資料

野洲市教育委員会

関係資料

議案第48・49号　関係資料
・野洲市附属機関設置条例（抜粋版）
・野洲市学校給食センター運営委員会規則

議案第50～53号　関係資料
・野洲市立幼稚園並びに野洲市立小学校及び中学校における学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱等に関する規則

議案第54号　関係資料
・学校体育館空調設備の整備について（補足資料）

○野洲市学校給食センター運営委員会規則

平成16年10月１日

教育委員会規則第29号

（趣旨）

第１条　この規則は、野洲市附属機関設置条例（平成30年野洲市条例第１号。以下「条例」という。）第８条の規定に基づき、野洲市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（平22教委規則12・平30教委規則８・令５教委規則２・一部改正）

（委員長及び副委員長）

第２条　委員会に委員長及び副委員長１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれらを定める。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平22教委規則12・一部改正、平30教委規則８・旧第５条繰上・一部改正）

（会議等）

第３条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（平22教委規則12・一部改正、平30教委規則８・旧第６条繰上・一部改正、令５教委規則２・一部改正）

（部会）

第４条　委員長は、必要に応じ委員会に部会を置くことができる。

２　部会の委員は、委員長が指名する。

３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

（令５教委規則２・追加）

（関係者の出席）

第５条　委員長は、条例別表第１教育委員会の部野洲市学校給食センター運営委員会の項所掌事務の欄に掲げる事務を遂行するために必要があると認めるときは、会議又は部会に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

（令５教委規則２・追加）

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、野洲市学校給食センターにおいて処理する。

（平30教委規則８・追加、令５教委規則２・旧第４条繰下）

（その他）

第７条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（平30教委規則８・旧第７条繰上・一部改正、令５教委規則２・旧第５条繰下）

付　則

（施行期日）

１　この規則は、平成16年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行後、最初に任命される委員の任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、平成17年３月31日までとする。

付　則（平成22年教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第３条の改正規定、同条第１号及び第２号の改正規定並びに同条第２号の次に２号を加える改正規定は、平成23年４月１日から施行する。

付　則（平成30年教委規則第８号）

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

付　則（令和５年教委規則第２号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

○野洲市附属機関設置条例（抜粋）

平成30年３月28日

条例第１号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項本文の規定に基づき設置する附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（令２条例７・一部改正）

（設置）

第２条　市は、法令若しくはこれに基づく政令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるもののほか、市の執行機関（以下「執行機関」という。）に別表第１に掲げる附属機関を置く。

（所掌事務）

第３条　前条の附属機関が所掌する事務は、それぞれ別表第１の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

（委員）

第４条　第２条の附属機関は、それぞれ別表第１の委員の定数の欄に掲げる人数の委員をもって組織する。

２　前項の委員は、それぞれ別表第１の委員の構成の欄に掲げる者のうちから同表の附属機関の属する執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。

３　前項の規定により、委嘱され、又は任命された委員の任期は、それぞれ別表第１の委員の任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。

４　第２項の規定により、委嘱され、又は任命された委員が欠けた場合における当該附属機関の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員等）

第５条　執行機関は、第２条の附属機関に専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

（部会等）

第６条　執行機関は、第２条の附属機関に部会その他の合議制の組織を置くことができる。

（法令等の定めによる附属機関）

第７条　市が執行機関に置く附属機関のうち法令等の定めにより置くものは、別表第２のとおりとする。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、第２条の規定により市が執行機関に置く附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

別表第１（第２条、第３条、第４条関係）

（平30条例27・令２条例１・令２条例７・令２条例30・令２条例37・令３条例１・令３条例12・令４条例３・令４条例18・令４条例35・令５条例７・令５条例８・令５条例24・令６条例６・令７条例５・令７条例31・令８条例４・一部改正）

附属機関の属する執行機関	執行機関に置く附属機関の名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
教育委員会	野洲市学校給食センター運営委員会	給食センターの適切な運営を図るために必要な事項等の調査審議等に関する事務	20人以内	(1)　市内の小学校の校長を代表する者 (2)　市内の小学校に通学する児童の保護者を代表する者 (3)　市内の中学校の校長を代表する者 (4)　市内の中学校に通学する生徒の保護者を代表する者 (5)　市内の幼稚園の園長を代表する者 (6)　市内の幼稚園に通園する園児の保護者を代表する者 (7)　市内の認定こども園の園長を代表する者 (8)　市内の認定こども園に通園する園児の保護者を代表する者 (9)　市内の小学校及び中学校の給食主任を代表する者 (10)　学校給食を担当する教育委員会事務局の職員	１年

				(11)　学識経験を有する者 (12)　前各号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者	
	野洲市教育委員会事務評価委員会	教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価を行うために必要な事項等の調査審議等に関する事務	3人以内	(1)　市内の小学校又は中学校において校長の職を経験した者 (2)　学識経験を有する者 (3)　前2号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者	2年

○野洲市立幼稚園並びに野洲市立小学校及び中学校における学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱等に関する規則

令和２年４月１日
教育委員会規則第11号

（趣旨）

第１条　この規則は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）の規定に基づき野洲市立幼稚園並びに野洲市立小学校及び中学校に置く学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の委嘱等に関し必要な事項を定めるものとする。

（令６教委規則９・令６教委規則14・一部改正）

（委嘱）

第２条　学校医等については、野洲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

（任期）

第３条　学校医等の任期は、当該学校医等の委嘱を受けた者からの辞職の申出により、教育委員会が当該者を解嘱するまでの間とする。

（担当学校）

第４条　学校医等が担当する学校は、医師会、歯科医師会及び薬剤師会（以下「医師会等」という。）の意見を聴いて教育委員会が決定する。

（身分）

第５条　学校医等は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第３項第３号に定める非常勤の特別職とする。

（報酬の額等）

第６条　学校医等の報酬の額、支給方法等は、野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年野洲市条例第48号）に定めるところによる。

（公務災害補償）

第７条　学校医等の公務災害補償については、野洲市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成16年野洲市条例第87号）及び野洲市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成16年野洲市教育委員会規則第27号）の定めるところによる。

（学校医等の変更）

第８条　教育委員会は、学校医等が死亡又は自己都合により変更を必要とするときは、医師会等の意見を聴いて、直ちに決定しなければならない。

（その他）

第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、医師会等と協議のうえ教育委員会が別に定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（令和６年教委規則第９号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

付　則（令和６年教委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 54 号関係資料

学校体育館空調設備の整備について

1．整備の概要

中学校体育館空調整備工事（野洲・野洲北・中主）
契約工期：令和８年２月 18 日～令和８年９月 30 日
現契約額：２５２，４０９，４００円（税込み）
冷 暖 房： ＧＨＰ（ガスヒートポンプエアコン）

2．学校開放時の利用料金設定（考え方）

３０分当たり ６００円

空調機の性能、利用時期、各校の断熱対策等を考慮し、空調機稼働に必要な想定年間エネルギー量を基に換算したガス料金を想定する年間稼働時間で割った１時間当たりのガス料金を算出しました。

≪具体的算出≫

① 各学校の想定年間電気消費量・・・機器性能、時期、建物断熱仕様等から試算
- 中主中学校　219,174kw
- 野洲中学校　220,557kw
- 野洲北中学校　256,692kw

② プロパンガス１㎥のエネルギー換算 約 27.9kw

③ ガス単価　264.39 円/㎥（税込み）・・・最近の応札単価（実績）から引用

④ 各学校の想定空調稼働時間　年間 1,825 時間・・・利用時期、時間帯等を考慮し試算

⑤ 学校ごとに１時間当たりのガス料金を試算・・・①÷②×③÷④
- 中主中学校　約 1,138 円
- 野洲中学校　約 1,145 円
- 野洲北中学校　約 1,333 円

※ 平均ガス料金 1,205 円/時間≒１，２００円/時間 ⇒ ３０分あたり６００円

3．運用（学校開放時）

プリペイドカードによる課金制（3,000 円/１枚＝2.5 時間利用可能）
・・・総合体育館および中主 B&G 海洋センター体育館で販売します。
令和９年４月から利用開始
空調機の稼働は、体育館全面が稼働範囲となります。
運用指針、利用手引き等は別途作成し、利用者に周知します。

4．今後の予定

１）必要となる手続き

① 条例改正（12 月議会に上程）
野洲市使用料条例の一部改正（体育館空調使用料の追加）

② 周知・広報（２月～３月）
市広報紙（２月）およびホームページへの掲載
利用団体へメール等による周知

２）小学校体育館における空調整備（予定）

令和８年度：実施設計（６小学校）
⇒ 設計に基づき、予算が整い次第工事着工（令和９年度工事予算要求）